

県立スポーツセンター
優先利用に関する取扱い（令和8年度）

第 1 優先

令和7年5月
神奈川県立スポーツセンター

令和8年度 県立スポーツセンターの優先利用に関する取扱い（第1優先）

1 第1優先について

令和7年度の第1優先の利用申込では、一般利用に優先して、令和8年度のスポーツ行事について、以下の日程等で、受付及び選定等を行います。

なお、自然災害等の不測の事態が発生した場合には、優先利用の受付等の手続を中止する場合がありますので御了承ください。また、中止した場合の影響について、県は一切の責任を負いません。

2 申込受付期間

申込受付期間：令和7年8月1日（金）から8月15日（金）まで ※必着

3 対象施設及び空き状況

県立スポーツセンターホームページに掲載されている「令和8年度施設の空き状況」を御確認ください。黒塗り部分は、予約ができません。

なお、大会の規模に応じて、アリーナ1、アリーナ2、陸上競技場、球技場は、1日単位で予約受付を整理します。

また、大会の規模に応じて、アリーナ1、アリーナ2は、建物単位で予約受付を整理します。

4 希望順位及び予備日

1行事につき第3希望まで申し込むことができます。

また、屋外競技かつ利用日が平日に当たる大会については、予備日を1行事につき1回設定することができます。予備日は第2優先の利用承認事務終了後に予約受付の案内をします。

5 予約申込みにおける制限

(1) 土日の予約数について

土日における施設の利用希望が多いことから、より多くの団体が土日の利用ができるよう、第1優先及び第2優先においては、優先区分を問わず、同一団体による土日の予約数は、各施設で同一月に2行事までとします。（複数日にわたる行事であっても連続する日にちであれば1行事とみなします。）

【1行事となる例】

A協会による土曜日の午後の半日を会期とした大会

B協会による金曜日から日曜日の3日間を会期とした大会

【2行事となる例】

C協会による同日の日曜日の午前中の〇〇大会と午後の△△大会

D協会による土曜日の〇〇大会（準決勝）と翌週土曜日の〇〇大会（決勝）

(2) テニスコートの利用について

テニスコートは地域の方々の利用頻度が高いことから、原則として毎月第二日曜日は終日8面

を一般利用枠とし、第1優先及び第2優先においては、申込みを受け付けないこととします。

6 申込方法

(1) 申込者 スポーツ行事等の主催者

- ・ 共催の場合は共催団体で調整し、代表団体名でお申し込みください。
- ・ 代理で申込をされる場合は、委任状を添付してください。

(2) 提出書類

ア スポーツセンターホームページに掲載されている「優先利用申込書」

イ 大会の内容が分かる書類（前年度の大会プログラム等でも可）

ウ 委任状（代理申込の場合） ※委任状の様式は問いません。

(3) 提出先 スポーツセンター管理課へ提出

(4) 提出方法

ア 郵送 〒251-0871 藤沢市善行7-1-2

県立スポーツセンター管理課優先予約係あて

イ FAX 0466-83-4622

ウ メール

過去にメールで申込みされた方は、sc-yoyaku から始まるEメールアドレスよりお申し込みください。

初めてメールで申込みされる方は、e-kanagawa 電子申請システム (https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerDetail_initDisplay?tempSeq=99337&accessFrom=) により、事前登録の上、お知らせする申込専用アドレスよりお申し込みください。

(5) 注意事項 一般利用の申込先と異なりますので、御注意ください。

7 利用目的の変更等

承認された優先利用については、他目的へ転用又は他団体等への譲渡はできません。

8 利用予約の変更等

利用申込した日程・時間・施設について、決定期限後に拡大することはできません。ただし、時間の縮小に係る変更は認めます。変更する際は、ウェブサイトから変更届の様式をダウンロードいただき、御提出ください。

9 予約取消等のペナルティ

承認された優先利用の予約取消等については、他の団体の利用への支障が大きいことから、次表のとおり、次年度で行う優先利用の申込について制限を行います。

なお、災害その他利用団体の責めに帰すことができない理由により予約していた施設を利用することができなかったと認められた場合は、当該回数にカウントしません。

予約取消等の内容	優先予約申込の制限（ペナルティ）
優先利用の予約の取消	4月～翌年3月までの1年間に、当該年度に開催する行事について、3回を超えて優先予約を取り消した場合、優先の区分に関わらず次年度の優先予約をすることはできません。 例 令和7年4月～令和8年3月までの間に令和7年度に開催する事業について、3回を超えて取り消した場合、令和8年に受付等を行う優先予約（利用年度は令和9年度）をすることはできません。

10 選定方法

御提出いただいた優先利用申込書に沿って管理課で予約選定作業を行います。

優先予約が重複した場合、神奈川県立スポーツセンターの利用等に関する事務処理要綱第6条の規定に基づき、原則として、同要綱第5条各項における番号の昇順に優先させ、選定します。同番号で重複した場合は、くじによる抽選により決定します。

この結果、第3希望までに予約が確定しない場合は、申込まいただいた団体が施設利用について調整する予約調整会議を開催します。予約調整会議の詳細は、別途御連絡します。

【留意事項】

※ 第3希望まで記載がない場合、予約調整会議の対象外となります。

11 優先利用に関する基本的な取扱い

優先利用に関する「天然芝フィールドに係る利用制限」、「宿泊室を一般利用する場合における優先利用の特例」等の基本的な事項については、スポーツセンターのホームページに掲載している「神奈川県立スポーツセンターの優先利用に関する基本的取扱い」を御覧ください。